令和２年(む)第８１１５２号

決　　定

被疑者　相嶋　靜夫

上記の者に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件について，令和２年３月１９日東京地方裁判所裁判官がした勾留期間延長の裁判に対し，同月２７日，弁護人から準抗告の申立てがあったので，当裁判所は，次のとおり決定する。

主　　文

本件準抗告を棄却する。

理　　由

被疑者が，他の２名の共犯者と共謀の上，顧問を務める会社の業務に関し，輸出貿易管理令別表第１の３の２の項(2)５の２に該当する貨物である同社製噴霧乾燥器を，経済産業大臣の許可を受けずに，貨物船に積載させて中華人民共和国を仕向地として輸出したという本件事案の性質及び内容，被疑者及び関係者の供述状況並びに原裁判時の捜査の進捗状況等を踏まえると，本件事案の全容を解明し，被疑者に対する適正な処分を決するためには，証拠を精査し，検察官による多数の関係者の取調べを行った上，更に被疑者を取り調べるなど所要の捜査を遂げる必要があり，そのためになお相当の期間を要すると認められる。そうすると，弁護人の指摘を踏まえても，勾留期間を１０日間延長した原裁判は正当である（なお，一件記録によれば，被疑者の妻らが身元引受書を提出していること等の弁護人の指摘を踏まえても，勾留の理由及び必要性も認められる）。

また，弁護人は，任意捜査の経緯も踏まえながら，本件勾留延長請求は専ら自白獲得目的のものであり違法である旨主張するが，一件記録によれば，そのような違法は認められない。

よって，本件準抗告申立ては理由がないから，刑事訴訟法４３２条，４２６条１項によりこれを棄却することとし，主文のとおり決定する。

令和２年３月２７日

東京地方裁判所刑事第１部

裁判長裁判官　石　田　寿　一

裁判官　家　入　美　香

裁判官　一　社　紀　行

これは謄本である。
同日同庁
裁判所書記官　高橋剛弘